

一般社団法人かけはし 役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人かけはし（以下「この法人」という。）の定款第17条の規定に基づき、理事、監事（以下「役員」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事、監事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の額)

第3条 この法人の常勤役員の報酬については、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

2 非常勤役員に対する報酬については、代表理事が都度決めるものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬の支払方法)

第5条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、定例役員報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要的都度、報酬等を支給することができる。
- 4 非常勤役員が、その専門的知見をもって当法人の事業に講師等として協力した際は、謝金として支給することができる。
- 5 定例役員報酬の支給日、支給方法等は、代表理事が定める。
- 6 支給は、法令に基づき控除すべきものを控除し、その残額を本人名義の金融機関口座に振り込むか又は直接手渡すものとする。

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用（交通費、旅費等）を支払うことができる。

2 前払いを要するものについては、請求により、前もって支払うことができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。